

TOPICS 02

ひとり親家庭等医療費受給者の皆さんへ

 受給資格証の更新をお願いします

ひとり親家庭等医療費を受給されている方は、毎年、受給資格証の更新申請が必要です。対象者には7月中旬に通知しますが、通知が届かない場合は、子育て健康課子ども支援係までお問い合わせください。

▶受付期間 7月16日(火)～31日(水) 8:15～17:00(土日祝日を除く)

※7月29日(月)～31日(水)は、子育て健康課子ども支援係(本庁舎2階9番窓口)のみ19:00まで窓口を延長します。

▶受付場所

- ・平賀地域 子育て健康課 子ども支援係
- ・尾上地域 尾上総合支所 庶務係
- ・碓ヶ関地域 碓ヶ関総合支所 庶務係

※尾上地域・碓ヶ関地域の方が本庁舎で手続きされる場合は、事前に下記の間合せ先までご連絡ください。

[間合せ] 子育て健康課 子ども支援係 ☎55-5832(本庁舎2階9番窓口)

TOPICS 03

児童扶養手当を受給されている皆さんへ

 児童扶養手当現況届の提出をお願いします

提出期限 8月30日(金)

①「現況届」をご提出ください。

引き続き児童扶養手当を受給できるか確認するため、提出が必要です。7月中旬に通知を発送します。ひとり親家庭等医療費を受給している方は、上記の更新申請と合わせて通知します。

②「一部支給停止適用除外事由届出書(緑色の用紙)」をご提出ください。

児童扶養手当を受給し始めてから5年を経過するなどの要件に該当する方は、提出が必要です。対象者には6月上旬に送付しています。該当する事由の添付書類(就業・求職活動・障がい・疾病など)と併せて提出してください。 ※期限内に提出がない場合には、支給額が減額または支給停止となることがあります。

[間合せ] 子育て健康課 子ども支援係 ☎55-5832(本庁舎2階9番窓口)

TOPICS 04

国民健康保険・後期高齢者医療制度のおしらせ

国民健康保険被保険者証が更新されます

現在ご使用の平川市国民健康保険被保険者証の有効期限は**7月31日まで**となっています。新しい被保険者証は、7月末までに郵送いたしますので、**8月1日以降ご使用**ください。また、現在ご使用の被保険者証は、**有効期限が切れましたら破棄**してください。

※国民健康保険被保険者証は**薄橙色**から**水色**へ変わります。

※12月2日に被保険者証が廃止されますが、有効期限までは引き続き利用できます。

※令和5年中の所得状況などにより**8月1日から**医療機関窓口などで支払う医療費の自己負担割合が変更となる場合があります。

【注意事項】

- ・住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代も減額となります。
- ・70歳以上の方は、被保険者証のみで限度額適用が行われ、認定証が交付されないことがあります。
- ・後期高齢者医療保険に加入しており、令和5年度中に認定証の交付を受けている方のうち、引き続き認定される場合には、新しい認定証を7月下旬に郵送します。

限度額適用認定証の申請について

外来・入院の際に「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、窓口で支払う医療費が**自己負担限度額までに抑えられます**。申請した月以降から認定となるため、必要な方は申請をお願いします。

[受付窓口] 税務課 国保係(本庁舎2階4番窓口)
尾上・碓ヶ関総合支所 庶務係

TOPICS 05

農地を転用する場合には、農地法の「許可」が必要です

●農地転用とは

農地を宅地、資材置場、駐車場、山林などの農地以外の用地に転換することです。また、一時的に農地以外の用途に利用する場合も同じく許可が必要です。

●無断転用

許可を受けずに転用した場合には、工事の中止や原状回復などの命令がされるほか、場合によっては、3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）が科されることもあります。

農地に盛土をする場合は届出が必要です

無断転用を防止する目的から、畑などを造成するために農地に盛土をする場合であっても、農業委員会への届出が必要です。届出書は、農業委員会にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

●農地転用許可制度の目的

食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するため、この制度は設けられています。

農地の無断転用の例

- ・資材置場にした ・青空駐車場にした
- ・農業用施設を建てた（※）・住宅や倉庫を建てた
- ・建設残土の捨て場にした

※自己所有農地に2アール未満の農業用施設を建てる場合は許可を要しないこととなっていますが、まずは農業委員会事務局にご相談ください。

〔問合せ〕 農業委員会事務局 ☎55-5396
(本庁舎3階17番窓口)

TOPICS 06

8月から介護保険施設などの居住費の基準費用額が変わります

居住費の
基準費用額

令和6年度の介護保険制度改正により、令和6年8月から介護保険施設やショートステイを利用した際の居住費の基準費用額について、1日あたり60円引き上げられます。なお、食費の基準費用額に変更はありません。

居住費1日あたり基準費用額（居住費の標準的な費用）

	ユニット型個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室
令和6年8月から	2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)

※特別養護老人ホーム、ショートステイ利用時は（）内の金額になります。

介護保険
負担限度額

低所得の人は、申請して認められた場合「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費・食費が負担限度額までの負担となります。令和6年8月からは、居住費の負担限度額（自己負担額）についても、1日あたり60円引き上げられます。なお、食費の負担限度額に変更はありません。

1日あたりの負担限度額（令和6年8月以降）

利用者負担段階	所得区分	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	生活保護受給者	880円	550円	550円 (380円)	0円
	住民税非課税世帯 老齢福祉年金の受給者				
第2段階	年金収入等が80万円以下			550円 (480円)	430円
第3段階①	年金収入等が80万円超120万円以下	1,370円		1,370円 (880円)	
第3段階②	年金収入等が120万円超				

※年金収入等＝課税年金収入＋非課税年金収入＋その他の所得金額

※特別養護老人ホーム、ショートステイ利用時は（）内の金額になります。

〔問合せ〕 高齢介護課 介護保険係 ☎55-5862

TOPICS 07

平川市まちづくり支援事業補助金

あなたが実践する「まちづくり」を
応援します！

地域の活性化に向けて、「自ら考え、自ら実践する」まちづくり活動を行う団体を支援するため、事業に要する経費に対して「平川市まちづくり支援事業補助金」を最大で30万円交付します。

●補助対象団体

- ① 構成員が3人以上で、構成員に市民がいる団体
- ② 市内にて活動している、または市内で実施する事業についての実行委員会などを組織していること
- ③ 組織運営に関する規則（規約、会則など）があること

●対象となる事業

- 市民が誰でも参加できる事業
- 市民と補助対象者の労力により実施される事業など
- ※ 令和5年度以降に実施する事業について、同一事業につき3回を限度に申請可能です。

●補助金額

補助対象経費に事業の交付経歴に応じた補助率を乗じて得られた額（千円未満切捨て）または30万円のいずれか低い額

事業の交付経歴	補助率	補助限度額
1回目	9 / 10 以内	300,000 円
2回目	7 / 10 以内	
3回目	5 / 10 以内	

[申込先・問合せ] 政策推進課 政策推進係 ☎55-5737
(本庁舎3階21番窓口)

●応募について

補助金の交付申請前に、事業企画書や収支予算などの書類により審査し、事業の認定を受ける必要があります。

本補助金の活用をお考えの団体は、まずはご相談ください。

※ 補助金交付要綱や各種様式は、市ホームページからダウンロードできます。



ひらかメレースの参加者を募集します

ひらかフェスタ2024では、子ども達に楽しめる場を提供し、祭りを盛り上げることを目的に「ひらかメレース」を開催します。出場を希望される方は、参加申込書に必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。賞品を用意してお待ちしています。

- 1 日時 9月1日(日)
受付 9:30 ~
開始 10:00 ~
- 2 会場 ひらかドーム
- 3 内容 カメの競走(3~4メートル程度)
※ 走行距離を変更する場合があります。
- 4 参加条件 横幅15センチ未満のカメを当日会場へ持参できる方
※ 市内、市外、カメの種類は問いません。
- 5 参加料 無料
- 6 申込方法 市ホームページに掲載の参加申込書によりお申し込みください。
※ 窓口、メール、FAXのいずれか。
- 7 申込期限 8月16日(金) ※ 必着

[問合せ・申込み]
農林課 農政係 (本庁舎3階18番窓口)
☎ 55-5898 (直通)
FAX 44-8619
e-mail nourin@city.hirakawa.lg.jp

有料広告

地球にやさしい
情報化社会
をめざして

since 1965

TEL 017-761-5303
FAX 017-761-5313

ACS 株式会社 青森電子計算センター
〒038-0031 青森市大字三内字丸山393番地270

有料広告

家具や家電、おうちのモノの
「困った…」ございませんか?

見積出張費 完全無料

家財の整理・生前整理・遺品の整理・空家片付け・売却・引越・解体前など
1部屋からでも、タンス1点からでも、四次元ポケットにおまかせください!

詳しくはコチラ →

リサイクルショップ 四次元ポケット黒石店
黒石市中川花岡41-1 ☎0120-59-3212